

十三 木材、木製品製造業に係る設備

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>第10節 木材、木製品製造業に係る設備 (別表第二番号「58」～「63」)</p>
(廃止)	<p>(可搬式造林、伐木又は搬出設備)</p> <p>2-10-1 別表第二の「58 可搬式造林、伐木又は搬出設備」の搬出設備とは、 基礎等を設けた固定的なものではなく、伐採地又は搬出地等の移動に伴って容易に移動することができる構造のもので、場所の移動に伴い移動しながらその用に供する機械及び装置をいい、固定式の搬出設備は、別表第二の「337 架空索道設備」に該当する。</p>
(廃止)	<p>(その他の木製品製造設備)</p> <p>2-10-2 別表第二の「62 その他の木製品製造設備」には、竹製品及びとう(籐)製品の製造設備が含まれる。</p>

十四 パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>第11節 パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備 (別表第二番号「64」～「73」)</p>
(廃止)	<p>(長網式製紙設備)</p> <p>2-11-1 別表第二の「67 長網式製紙設備」とは、一個の網の延長がおおむね12.2メートル以上の抄紙機による製紙設備をいう。</p>

- ( 廃 止 ) ( ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備 )  
2 - 11 - 2 別表第二の「68 ヴァルカナイズドファイバー製造設備」には、ヴァルカナイズドファイバーの製造から一貫して管、箱等の成型品を製造する場合の当該成型設備を含み、「68 加工紙製造設備」には、壁紙、ふすま紙、擬革紙、青写真の感光紙等の加工設備が該当する。  
(注) 写真用の印画紙の製造設備は、別表第二の「172 写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備」に該当する。
- ( 廃 止 ) ( 帳簿、ノート、日記帳等の製造設備 )  
2 - 11 - 3 帳簿、ノート、日記帳等の紙製品の製造設備は、その印刷及び製本設備も含めて別表第二の「70 その他の紙製品製造設備」に該当することに留意する。
- ( 廃 止 ) ( セロファン製品製造設備 )  
2 - 11 - 4 セロファンを材料として製造したセロファン袋、セロファンテープ等の製造設備については、別表第二の「70 その他の紙製品製造設備」に該当するものとする。
- ( 廃 止 ) ( セロファン製造設備 )  
2 - 11 - 5 セロファンの製造からセロファン袋、セロファンテープ等セロファン製品まで一貫して製造する場合のその製造設備については、1 - 4 - 2 及び 1 - 4 - 3 により判定するのであるが、セロファンの製造から一貫して行う場合の防湿セロファン製造設備は、別表第二の「72 セロファン製造設備」に該当する。  
(注) 他から購入したセロファンに防湿加工をする設備は、別表第二の「68 加工紙製造設備」に該当する。

十五 出版、印刷、同関連産業に係る設備

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p align="center"><u>第 12 節 出版、印刷、同関連産業に係る設備</u> <u>( 別表第二番号「74」～「80」 )</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( 自社用の活字鋳造設備等 )</u> <u>2 - 12 - 1 別表第二の「75 印刷設備」には、活字鋳造業者以外の者が有する活字鋳造設備及び製版設備が含まれる。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( 金属板その他の特殊物印刷設備 )</u> <u>2 - 12 - 2 別表第二の「77 金属板その他の特殊物印刷設備」の特殊物印刷とは、合板、繊維板、石綿スレート、かん等紙及びゼロファン以外のものへの印刷をいう。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( 製本設備 )</u> <u>2 - 12 - 3 別表第二の「78 製本設備」には、丁合、断裁のみを専業とする法人の有する機械装置も含まれるものとする。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( 複写業用設備 )</u> <u>2 - 12 - 4 別表第二の「80 複写業用設備」とは、他人の依頼により設計図等を感光紙に複写することを業（写真焼付業を除く。）とする者の有するその用に供されている機械装置をいう。</u></p>

十六 化学工業に係る設備

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p align="center">第 13 節 化学工業に係る設備  <u>( 別表第二番号「81」～「180」 )</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( アンモニア原料ガスの精製設備 )</u>            2 - 13 - 1 <u>別表第二の「81 アンモニア製造設備」には、コークス炉ガスの深冷分離によるアンモニアの原料ガス精製のみを行う設備も含まれるものとする。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( 回収硫酸アンモニア、副生硫酸アンモニア製造設備 )</u>            2 - 13 - 2 <u>別表第二の「84 その他の化学肥料製造設備」には、他の製品の製造工程中において回収した硫酸水又は副生した硫酸から硫酸アンモニアを製造する設備も含まれる。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( ネオン、アルゴン等の希ガス製造設備 )</u>            2 - 13 - 3 <u>別表第二の「114 酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備」には、ネオン、アルゴン等の希ガス又は液体ヘリウム製造設備も含まれる。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( 繊維の範囲 )</u>            2 - 13 - 4 <u>別表第二の「148 酢酸繊維製造設備」及び「149 合成繊維製造設備」の「繊維」とは、単糸の横断面の長径と短径の平均が2ミリメートル未満の繊維をいう。したがって、これに該当しないテグス、ビニルひも等の製造設備は、「307 合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工工業用設備」等に該当することに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(医薬品製造設備)</u></p> <p>2 - 13 - 5 <u>医薬品とは、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条に規定する医薬品のうち人体に作用する医薬品をいい、当該医薬品のうち、ビタミン剤の製造設備は別表第二の「153 ビタミン剤製造設備」に、ビタミン以外の医薬品の製造設備は「154 その他の医薬品製造設備」に該当する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備)</u></p> <p>2 - 13 - 6 <u>別表第二の「155 殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備」とは、次のものをいう。</u></p> <p>— <u>農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬の製造設備</u></p> <p>— <u>薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品のうち、人以外の動物に作用する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品のうち、人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止を目的とする医薬部外品の製造設備</u></p>
(廃止)	<p><u>(化粧品製造設備)</u></p> <p>2 - 13 - 7 <u>染毛料、養毛料、歯磨き粉等の製造設備は、別表第二の「170 化粧品製造設備」に含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(ガラス製及び陶磁器製の電気絶縁材料製造設備)</u></p> <p>2 - 13 - 8 <u>ガラス製及び陶磁器製の電気絶縁材料製造設備は、別表第二の「178 電気絶縁材料製造設備」に該当せず、それぞれ「195 その他のガラス製品製造設備」又は「196 陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備」に該当する。</u></p>

十七 ゴム製品製造業に係る設備

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p>第 14 節 <u>ゴム製品製造業に係る設備</u> (別表第二番号「186」～「190」)</p>
( 廃 止 )	<p><u>(その他のゴム製品製造設備)</u> 2 - 14 - 1 <u>別表第二の「190 その他のゴム製品製造設備」には、ゴムライニング設備、タイヤ再生設備、ゴム底若しくはタイヤ山かけ用トレッド等の製造設備又はエポナイト若しくはエポナイト製品の製造設備も含まれる。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>(サンダル等の履物の製造設備)</u> 2 - 14 - 2 <u>機械靴以外のサンダル等の履物(革製のものと木製のものを除く。)の製造設備は、合成樹脂の射出成形工程等より一貫して製造するものを除き、別表第二の「190 その他のゴム製品製造設備」に含まれるものとする。</u> <u>(注) 射出成形工程等より一貫して合成樹脂製履物を製造する設備は、別表第二の「307 合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備」に含まれる。</u></p>

十八 窯業、土石製品製造業に係る設備

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p>第 15 節 <u>窯業、土石製品製造業に係る設備</u> (別表第二番号「194」～「210」)</p>
( 廃 止 )	<p><u>(魔法びん、ガラス繊維等の製造設備)</u> 2 - 15 - 1 <u>魔法びん、ガラス繊維及びその製品の製造設備は、別表第二の「195</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>その他のガラス製品製造設備」に該当する。</u></p> <p><u>(振動加圧式成形設備)</u></p> <p>2 - 15 - 2 <u>別表第二の「202 セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備」の振動加圧式成形設備とは、振動加圧式ブロック成形機並びにこれに附属するミキサー、計量供給機及び搬送機(クレーン及びホイストを除く。)をいう。</u></p>
(廃止)	<p><u>(焼石こう製造設備及びプaster製造設備)</u></p> <p>2 - 15 - 3 <u>焼石こう製造設備及びプaster製造設備は、別表第二の「205 石こうボード製造設備」に含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(その他の窯業製品又は土石製品製造設備)</u></p> <p>2 - 15 - 4 <u>別表第二の「210 その他の窯業製品又は土石製品製造設備」には、七宝焼、白墨、人工水晶等の製造設備並びに土石又は岩石等の粉碎、ま碎、選別等の処理を行う設備及び粘土の練り業用設備が含まれる。</u></p>

十九 鉄鋼業に係る設備

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>第 16 節 鉄鋼業に係る設備</p> <p><u>(別表第二番号「211」～「222」)</u></p>
(廃止)	<u>(引抜みがき棒鋼、引抜鋼管の製造設備)</u>

( 廃 止 )	<p>2 - 16 - 1 <u>引抜きがき棒鋼及び引抜鋼管（異型管を含む。）の製造設備は、別表第二の「218 鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備」に含まれる。</u></p> <p>（鉄鋼鍛造業等の機械加工設備）</p> <p>2 - 16 - 2 <u>別表第二の「219 鉄鋼鍛造業用設備」、「220 鋼鋳物又は鋳鉄鋳物製造業用設備」及び「230 非鉄金属鋳物製造業用設備」には、鍛造品等について皮はぎ又は荒削り程度の簡易な機械加工を行うため通常鉄鋼鍛造業者等有する簡易な加工設備が含まれる。</u></p>
---------	--

二十 非鉄金属製造業に係る設備

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p><u>第 17 節 非鉄金属製造業に係る設備</u></p> <p><u>（別表第二番号「223」～「232」）</u></p>
( 廃 止 )	<p>（非鉄金属鋳物製造業用設備）</p> <p>2 - 17 - 1 <u>別表第二の「230 非鉄金属鋳物製造業用設備」には、非鉄金属のくず類からの再生地金の製造業用設備及びはんだ製造業用設備が含まれる。</u></p>
( 廃 止 )	2 - 17 - 2 <u>削 除</u>

二十一 金属製品製造業に係る設備

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	第 18 節 <u>金属製品製造業に係る設備</u>



改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">(別表第二番号「233」～「252」)</p> <p>(廃止) (工具等を粉末冶金から一貫して製造する設備)</p> <p>2 - 18 - 1 粉末冶金材料を焼結したのち成型加工を行い完成品を製造するものは、別表第二の「233 粉末冶金製品製造設備」に該当せず、工具等の製造設備に該当することに留意する。</p> <p>(注) 粉末冶金材料の焼結のみで最終製品に近いものができる場合のその製造設備は、別表第二の「233 粉末冶金製品製造設備」に該当する。</p> <p>(廃止) (容器の製造に伴う附属品の加工設備等)</p> <p>2 - 18 - 2 金属製容器の製造に伴って行われる容器のねじ切り、洗浄等の設備のほか、キャップ、柄などの附属品の加工設備及び印刷塗装設備も当該金属製容器の製造設備に含まれる。</p> <p>(廃止) (金属塗装設備)</p> <p>2 - 18 - 3 別表第二の「245 金属塗装設備」には、メッキ又はアルマイト加工以外のパーカーライジング等の金属表面処理設備が含まれる。</p> <p>(廃止) (合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備)</p> <p>2 - 18 - 3 の 2 別表第二の「245 の 2 合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備」の彫刻設備には、機械的方法により加工するもののみでなく、例えば、表面腐食法によるネームプレートの製造のような化学的方法によるものも含まれる。</p> <p>(廃止) (機械刃物の製造設備)</p>

( 廃 止 )

2 - 18 - 4 機械刃物（金属加工機械、パルプ及び製紙機械、製本機械、皮革処理機械、たばこ製造機械等の機械に取り付けられる刃物をいう。）の製造設備は、別表第二の「246 手工具又はのこぎり刃その他の刃物類製造設備」に該当せず、「259 機械工具、金型又は治具製造業用設備」に該当することに留意する。

( 農業用機具製造設備 )

( 廃 止 )

2 - 18 - 5 別表第二の「247 農業用機具製造設備」には、養蚕用機具、養鶏用機具及び養蜂用機具等の製造設備も含まれる。

( 鋼製構造物製造設備 )

( 廃 止 )

2 - 18 - 6 別表第二の「250 鋼製構造物製造設備」とは、鋼製の橋げた、はしご、水門、鉄塔、手すり、柱等の骨格等の構成部材の成形加工設備をいう。

( プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備 )

2 - 18 - 7 別表第二の「251 プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備」の適用に当たっては、次のことに留意する。

「251 プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備」とは、その製品の種類、用途を問わず、プレス、打抜き等により金属を成型加工することを業とする場合の当該成型加工設備をいうが、プレス製品等であっても、その製造設備が「233 粉末冶金製品製造設備」から「250 鋼製構造物製造設備」までに特掲されている場合には、当該製品の製造設備については、当該特掲された設備の耐用年数を適用する。

(注) アルミサッシュ、組わく、カウンター等の造作金物及びベンチレーター、とい、南京錠、戸車等の建築金物の製造設備は、別表第二の「249 金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備」に該当する。

改 正 後	改 正 前
	<p>— <u>プレス業者等がプレス加工等の成形加工後に行う溶接、塗装等プレス加工に伴う加工設備は、「251 プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備」に含まれる。</u></p>

二十二 機械工業に係る設備

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p>第 19 節 機械工業に係る設備 (別表第二番号「253」～「295」)</p>
( 廃 止 )	<p>(機械工業の耐用年数を適用する製造設備)</p> <p>2 - 19 - 1 別表第二の「253 ボイラー製造設備」から「295 前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備」までの製造設備は、いわゆる機械工業（日本標準産業分類の中分類 26 一般機械器具製造業、27 電気機械器具製造業、28 情報通信機械器具製造業、29 電子部品・デバイス製造業、30 輸送用機械器具製造業、31 精密機械器具製造業及び 32 その他の製造業のうち小分類 328 武器製造業）に係る製品又は部分品若しくは附属品の製造設備をいい、繊維製品、ゴム製品、ガラス製品及び金属プレス製品等の製造業の設備は、これらの製品等がたとえ部分品又は附属品として機械工業に係る製品に使用されるものであっても、当該機械工業に係る部分品又は附属品の製造設備に該当しない。</p> <p>(注) 自動車部分品であっても繊維製品、ゴム製品、ガラス製品、金属プレス製品等の製造業は、機械工業に該当しない。</p>
( 廃 止 )	<p>(機械工業における部分品製造設備)</p>

( 廃 止 )

2 - 19 - 2 部分品（その一部を構成するもの又はその部分品の間接品を含み、非金属製品、プレス製品又は鋳鍛造品のように機械工業以外の設備により製造されるものを除く。）の製造設備は、例えば、別表第二の「273 電気機器部分品製造設備」のように、その設備が特掲されているときはその特掲された設備の耐用年数を、その設備が特掲されていないときは「295 前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備」の耐用年数を適用することに留意する。

( エンジン、タービン又は水車製造設備 )

2 - 19 - 3 別表第二の「254 エンジン、タービン又は水車製造設備」とは、船舶用エンジン、陸用エンジン（車両用エンジンを除く。）、タービン又は水車を製造し、これらの製品を主として他に販売している場合のその製造設備をいう。

(注) 製造されたエンジン、タービン等が主として自社製品に組み付けられる場合のその製造設備は、最終製品の製造設備について定められている耐用年数を適用する。

( 廃 止 )

( 機械工具、金型又は治具製造業用設備 )

2 - 19 - 4 別表第二の「259 機械工具、金型又は治具製造業用設備」の「機械工具」には、電動工具（例えば、電動ドリル）及び空気動工具（例えば、ニューマチックハンマー）等機動式のものに含まれることに留意する。

( 廃 止 )

( 冷凍機製造設備 )

2 - 19 - 4 の 2 別表第二の「261 の 2 冷凍機製造設備」には、応用製品を製造しない場合における冷凍機製造設備のほか、産業用の温湿度調整装置製造設備も含まれるが、冷凍機の製造から一貫して電気冷蔵庫又はルームクーラーを製造する場合の当該冷凍機の製造設備は、「267 産業用又は民生用電気機器製造

改 正 後	改 正 前
	<p><u>設備」に含まれる。</u></p> <p>(廃止) <u>(油圧機器製造設備)</u>  2 - 19 - 5 <u>別表第二の「263 歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備」の「油圧機器」とは、油圧により手動又は自動的に制御可能な機能をもつものをいい、例えば、油圧ポンプ、油圧モーター、油圧シリンダ、油圧バルブ等が該当する。</u>  (注) <u>ホース、パッキン、パイプ及び継手類並びに制御装置、緩衝装置のように油圧機器を応用したいわゆる応用機器は、油圧機器に該当しない。</u></p> <p>(廃止) <u>(産業用電気機器)</u>  2 - 19 - 6 <u>別表第二の「267 産業用又は民生用電気機器製造設備」の産業用電気機器には、電動機、発電機及び変圧器のほか、送電用及び配電用の機器、電気溶接機等が含まれる。</u></p> <p>(廃止) <u>(民生用電気機器)</u>  2 - 19 - 7 <u>別表第二の「267 産業用又は民生用電気機器製造設備」の民生用電気機器とは、家庭用電気製品で音響機器以外のものをいう。</u></p> <p>(廃止) <u>(電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備)</u>  2 - 19 - 8 <u>別表第二の「268 電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備」には、録音機器、電気蓄音機、ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、増幅機等の電気音響機器並びにこれらの部分品の製造設備を含むものとする。</u></p>

( 廃 止 )

( 素子数が 500 以上の半導体集積回路の製造設備 )

2 - 19 - 8 の 2 法人が一の半導体集積回路製造設備により素子数が 500 以上の半導体集積回路とその他の半導体集積回路とを製造している場合において、素子数が 500 以上の半導体集積回路の製造に係る時間数等からみて当該半導体集積回路製造設備が主として素子数が 500 以上の半導体集積回路の製造の用に供されていると認められるときは、当該半導体集積回路製造設備は、別表第二の「271 半導体集積回路 ( 素子数が 500 以上のものに限る。 ) 製造設備」に該当する。

( 廃 止 )

( フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備 )

2 - 19 - 8 の 3 別表第二の「268 の 2 フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備」の「フラットパネル用フィルム材料製造設備」とは、フラットパネルディスプレイを構成するカラーフィルタの製造設備又は偏光板の製造設備をいう。

( 廃 止 )

( プリント配線基板製造設備 )

2 - 19 - 9 別表第二の「272 の 2 プリント配線基板製造設備」の「プリント配線基板」とは、絶縁体に銅はくを張り合わせた積層板に電子機器用の回路を転写し、エッチングを行って所要の電子回路を形成したものをいう。したがって、絶縁体に銅はくを張り合わせたのみの積層板は、これに該当しないことに留意する。

( 廃 止 )

( 自動車車体製造又は架装設備 )

2 - 19 - 10 別表第二の「276 自動車車体製造又は架装設備」とは、主として他から自動車シャーシーの購入 ( シャーシーの状態で購入しない場合であって、そのシャーシーを構成する主要部分のほとんどを他から購入する場合を含む。 ) をし、若しくは他からシャーシー又は主要シャーシー部品の支給を受けて、普

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>通自動車又は特殊自動車（コンクリートミキサー車、消防車、タンク車等）の製造架装を行う設備をいう。</u></p> <p><u>（レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備）</u></p> <p><u>2 - 19 - 11 別表第二の「289 レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備」には、眼鏡わくの製造設備及びフィルム接合器のような光学機器に附属する機器の製造設備を含むものとし、レンズ生地となるガラスの溶解及び成型設備は含まれない。</u></p>
(廃止)	<p><u>（自動車分解整備業用設備）</u></p> <p><u>2 - 19 - 12 別表第二の「294 自動車分解整備業用設備」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条（認証）の規定により地方運輸局長の認証を受けた認証工場において業として行う自動車（道路運送法により自動車となり得る建設機械を含む。）の分解整備のための設備に限られるのであるが、認証工場に該当しないが業として行う自動車の修理設備について「294 自動車分解整備業用設備」の耐用年数を適用しているときは、これを認める。</u></p> <p><u>（注） 法人が自己の使用する自動車について分解整備又は修理をするための設備は、別表第二の「296 機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備」に該当する。</u></p>

二十三 その他の設備

改 正 後	改 正 前
(廃止)	第20節 その他の設備

(別表第二番号「296」～「396」)

- (廃止) (機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備)  
2 - 20 - 1 別表第二の「296 機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備」とは、機械工業を営む法人以外の法人が有する修理工場又は工作工場用の機械設備(他の号に特掲されているものを除く。)をいうものとする。
- (廃止) (再生ペレットの製造業用設備)  
2 - 20 - 2 熱可塑性合成樹脂のくずを原料として押出成型機によって再生ペレットの製造を行うことを業とする法人の有する再生ペレット製造設備は、別表第二の「307 合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備」に含めることができる。
- (廃止) (のりの養殖及び加工設備)  
2 - 20 - 3 のりの養殖業者が有する乾燥機、のりすき機等ののりの加工のために要する設備は、別表第二の「324 水産物養殖設備」に該当する。
- (廃止) (坑内の軌条、まくら木及び坑内動力線)  
2 - 20 - 4 別表第二の「328 金属鉱業設備」から「333 その他の非金属鉱業設備」までの鉱業設備については、坑内の軌条、まくら木及び坑内動力線もこれに含まれる。
- (廃止) (さく井業等の設備)  
2 - 20 - 5 さく井業、試すい業又は地質調査業を営む事業者がその用に供する機械設備は、別表第二の「335 その他の建設工業設備」に含まれる。



改 正 後	改 正 前
	<p>(注) <u>鉱業を営む事業者及び専ら鉱業に係る試すい又は試掘を営む事業者の有する試すい又は試掘のための機械設備は、それぞれに掲げる鉱業設備に含まれる。</u></p> <p>(廃止) <u>(アスファルト合材製造業者の有するアスファルトプラント)</u>  <u>2 - 20 - 5 の 2 自己の製造したアスファルト合材(碎石、砂等の骨材にアスファルトを加熱混合したもの)を主として舗装工事業者へ販売することを業とする法人の事業の用に供するアスファルトプラントについては、「335 その他の建設工業設備」の「アスファルトプラント」の耐用年数を適用することができる。</u></p> <p>(廃止) <u>(建設工業の用に供する軌条、まくら木)</u>  <u>2 - 20 - 6 別表第二の「335 その他の建設工業設備」には、作業現場の移動に伴い容易に移設することができる建設工業用の軌条及びまくら木が含まれる。</u></p> <p>(廃止) <u>(スキーリフト及び観光リフト用の機械装置)</u>  <u>2 - 20 - 7 スキーリフト及び観光リフト用の機械装置は、別表第二の「337 鋼索鉄道又は架空索道設備」に該当する。</u></p> <p>(注) <u>木柱又は鉄柱については、別表第一の「構築物」の「鉄道業用又は軌道業用のもの」の「木柱及び木塔」又は「前掲以外のもの」の「その他のもの」の耐用年数を適用することに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(液化石油ガス容器の検査設備)</u>  <u>2 - 20 - 8 液化石油ガス容器の検査を業とする者の有する検査設備は、別表第二の「338 石油又は液化石油ガス卸売用設備」に含めることができる。</u></p>

- ( 廃 止 ) ( ガソリンスタンド設備又は液化石油ガススタンド設備 )  
2 - 20 - 9 別表第二の「339 ガソリンスタンド設備」及び「339 の 2 液化石油ガススタンド設備」とは、それぞれガソリン又は液化石油ガスの販売を業とする者の有するこれらのスタンド設備をいい、計量機、ガソリンタンク（地下式、地上移動式）等のガソリン又は液化石油ガスの販売施設のほか、リフト、クリーナー、ワッシャー、バッテリー充電施設等ガソリンスタンド又は液化石油ガススタンドに通常附帯する設備が含まれる。
- ( 廃 止 ) ( 移動式荷役設備 )  
2 - 20 - 10 別表第二の「340 荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備」に掲げる「移動式荷役設備」とは、可搬式クレーン、可搬式コンベヤー等荷役機器全体が移動するものをいい、基礎が固着しているクレーン等は、その一部が作業に当たり移動してもこれに含まれない。
- ( 廃 止 ) ( ガス事業用特定ガス発生設備 )  
2 - 20 - 11 別表第二の「354 石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）」の「ガス事業用特定ガス発生設備」とは、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条（定義）第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業を営む者がその事業の用に供する同項に規定する特定ガス発生設備をいう。したがって、特定ガス発生設備に該当しない簡易なガス発生設備については、それを構成する容器、配管等について、それぞれの適用すべき耐用年数を判定することに留意する。
- ( 廃 止 ) ( 弁当仕出屋等のちゅう房設備 )  
2 - 20 - 12 弁当仕出屋等のちゅう房用の機械及び装置は、別表第二の「358 給食用設備」に含まれる。

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p><u>( 遊園地用遊戯設備 )</u></p> <p>2 - 20 - 13 <u>別表第二の「367 遊園地用遊戯設備」の判定については、次のことに留意する。</u></p> <p>— <u>例えば、ロープウェイ、豆汽車等であっても、遊園地内外の運送を目的とするもの又は遊園地内にあっても主として運送に使用することを目的とするものは、これに含まれない。</u></p> <p>— <u>ウォーターシュート、コースター等の高架遊戯設備、園内を回遊する豆汽車、豆電車及びモノレールの軌条、高架設備、索条、走行具等は「367 遊園地用遊戯設備」に含める。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( ボーリング場の温湿度調整設備 )</u></p> <p>2 - 20 - 14 <u>ボーリング場の温湿度調整設備は、別表第二の「367 の2 ボーリング場用設備」の「その他の設備」には該当せず、別表第一の「建物附属設備」の「冷房、暖房、通風又はボイラー設備」に該当することに留意する。</u></p>

二十四 機械及び装置

改 正 後	改 正 前
<p>第8節 <u>機械及び装置</u></p> <p><u>( 鉱業用の軌条、まくら木等 )</u></p> <p>2 - 8 - 1 <u>坑内の軌条、まくら木及び坑内動力線で、鉱業の業種用のものとして通常使用しているものは、別表第二の「29 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備」に含まれるものとする。</u></p>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>

また、建設作業現場の軌条及びまくら木で、総合工事業の業種用のものとして通常使用しているものは、同表の「30 総合工事業用設備」に含まれるものとする。

(総合工事業以外の工事業用設備)

(新 設)

2 - 8 - 2 機械及び装置で、職別工事業又は設備工事業の業種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「30 総合工事業用設備」に含まれるものとする。

(鉄道業以外の自動改札装置)

(新 設)

2 - 8 - 3 自動改札装置で、鉄道業以外の業種用の設備として通常使用しているものについても、別表第二の「38 鉄道業用設備」の「自動改札装置」の耐用年数を適用して差し支えないものとする。

(その他の小売業用設備)

(新 設)

2 - 8 - 4 別表第二の「45 その他の小売業用設備」には、機械及び装置で、日本標準産業分類の中分類「60 その他の小売業」の業種用の設備として通常使用しているものが該当することに留意する。

(ホテル内のレストラン等のちゅう房設備)

(新 設)

2 - 8 - 5 ホテル内にある宿泊客以外も利用可能なレストラン等のちゅう房用の機械及び装置は、別表第二の「48 飲食店業用設備」に含まれることに留意する。

(持ち帰り・配達飲食サービス業用のちゅう房設備)

(新 設)

2 - 8 - 6 ちゅう房用の機械及び装置で、持ち帰り・配達飲食サービス業の業

改 正 後	改 正 前
<p><u>種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「48 飲食店業用設備」に含まれるものとする。</u></p> <p>(その他のサービス業用設備)</p> <p><u>2 - 8 - 7 別表第二の「54 その他のサービス業用設備」には、機械及び装置で、日本標準産業分類の中分類「95 その他のサービス業」の業種用の設備として通常使用しているものが該当することに留意する。</u></p> <p>(道路旅客運送業用設備)</p> <p><u>2 - 8 - 8 機械及び装置で、道路旅客運送業の業種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」に含まれることに留意する。</u></p> <p>(電光文字設備等)</p> <p><u>2 - 8 - 9 電光文字設備は、例えば、総合工事業の業種用の設備として通常使用しているものであっても、別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」に含まれるものとする。</u></p> <p><u>蓄電池電源設備及びフライアッシュ採取設備についても同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十五 公害防止用減価償却資産

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 9 節 公害防止用減価償却資産</u></p>	<p><u>第 21 節 汚水処理用減価償却資産</u></p>

( 汚水処理用減価償却資産の範囲 )

2 - 9 - 1 別表第五の公害防止用減価償却資産のうち省令第2条第1号の汚水処理の用に供される減価償却資産 ( 以下この節において「汚水処理用減価償却資産」という。 ).....同号.....「2 - 9 - 1」.....

.....

.....

.....

.....

( 建物に係る浄化槽等 )

2 - 9 - 2 .....

( 家畜し尿処理設備 )

2 - 9 - 3 .....

( 汚水処理用減価償却資産に該当する機械及び装置 )

2 - 9 - 4 汚水処理用減価償却資産.....

( ばい煙処理用減価償却資産の範囲 )

2 - 9 - 5 別表第五の公害防止用減価償却資産のうち省令第2条第1号のばい煙処理の用に供される減価償却資産 ( 以下この節において「ばい煙処理用減価償却資産」という。 ) とは、工場等内で生じたばい煙等 ( 同号に規定するばい煙、粉じん又は特定物質をいう。以下同じ。 ) を公害の生ずるおそれのない状態で排出 ( 大気中に飛散しないよう防止して公害のおそれのない状態を維持することを含む。 ) をするため、特に施設されたばい煙処理の用に直接供される減価償却資産をいうのであるが、次に掲げる減価償却資産についても、ばい煙

( 汚水処理用減価償却資産の範囲 )

2 - 21 - 1 別表第五の汚水処理用減価償却資産.....  
.....省令第2条第1号.....「2 - 21 - 1」.....

...

.....

.....

.....

( 建物に係る浄化槽等 )

2 - 21 - 2 .....

( 家畜し尿処理設備 )

2 - 21 - 3 .....

( 汚水処理用減価償却資産に該当する機械及び装置 )

2 - 21 - 4 別表第五に掲げる「機械及び装置」.....

( 新 設 )

改 正 後

改 正 前

処理用減価償却資産に含めることができることに取り扱う。

— ばい煙等の処理の過程において得た物質を自己の主製品の原材料等として使用する場合（当該物質がそのまま原材料等として使用できる場合を除く。）において、次のいずれにも該当するときにおける当該物質を原材料等として使用するための加工等の用に供される減価償却資産

イ 当該物質を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。

ロ 当該物質を原材料等として使用するための加工等を行うことにより、その原材料等を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

— ばい煙等の処理の過程において得た物質を製品化する場合（当該物質を他から受け入れて製品化する場合を除く。）において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される減価償却資産

イ 当該物質を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。

ロ 当該物質を製品化して販売することにより、その物質をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

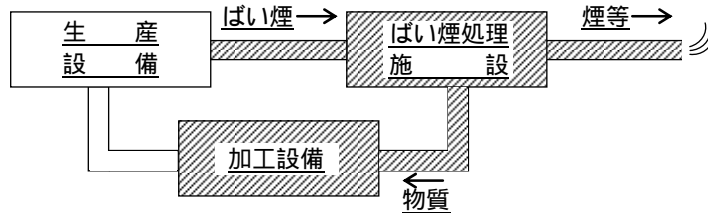
(注) 1 ばい煙等の処理によって得られる余熱等を利用するために施設された減価償却資産は、ばい煙処理用減価償却資産に該当しない。

2 ばい煙処理用減価償却資産を図示すれば、それぞれ次の区分に応じ、斜線の部分がばい煙処理用減価償却資産に該当することとなる。

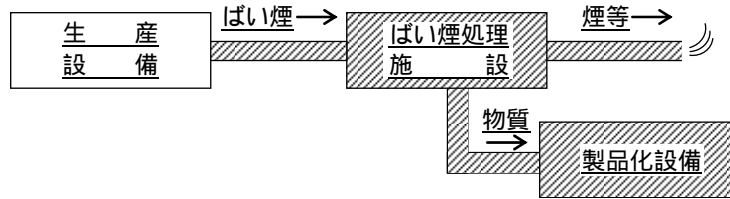
(1) 通常のばい煙処理用減価償却資産



(Ⅳ) に掲げる減価償却資産



(Ⅴ) に掲げる減価償却資産



(建物附属設備に該当するばい煙処理用の機械及び装置)

(新設)

2 - 9 - 6 ビル等の建物から排出されるばい煙を処理するために施設した機械及び装置は、原則として建物附属設備に該当するのであるが、当該機械及び装置が省令第2条第1号に定めるばい煙処理のために施設されたものであり、かつ、その処理の用に直接供されるものであるときは、別表第五に掲げる機械及び装置の耐用年数を適用することができる。

(ばい煙処理用減価償却資産に該当する機械及び装置)

(新設)

2 - 9 - 7 ばい煙処理用減価償却資産には、集じん装置及び処理装置の本体(電気捕集式のものにあっては、本体に直結している変圧器及び整流器を含む。)のほか、これらに附属するガス導管、水管、ガス冷却器、通風機、ダスト搬送器、ダスト貯留器、ミスト除却機等が含まれる。



二十六 ばい煙処理用減価償却資産

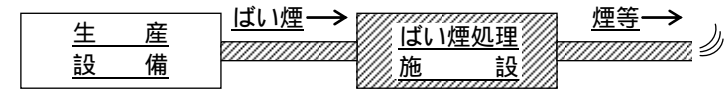
改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p> <p>( 廃 止 )</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 22 節 ばい煙処理用減価償却資産</u></p> <p><u>( ばい煙処理用減価償却資産の範囲 )</u></p> <p><u>2 - 22 - 1 別表第六のばい煙処理用減価償却資産とは、工場等内で生じたばい煙等（省令第 2 条第 2 号に規定するばい煙、粉じん又は特定物質をいう。以下同じ。）を公害の生ずるおそれのない状態で排出（大気中に飛散しないよう防止して公害のおそれのない状態を維持することを含む。）をするため、特に施設されたばい煙処理の用に直接供される減価償却資産をいうのであるが、次に掲げる減価償却資産についても、ばい煙処理用減価償却資産に含めることができることに取り扱う。</u></p> <p>— <u>ばい煙等の処理の過程において得た物質を自己の主製品の原材料等として使用する場合（当該物質がそのまま原材料等として使用できる場合を除く。）において、次のいずれにも該当するときにおける当該物質を原材料等として使用するための加工等の用に供される減価償却資産</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 当該物質を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ 当該物質を原材料等として使用するための加工等を行うことにより、その原材料等を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。</u></p> <p>— <u>ばい煙等の処理の過程において得た物質を製品化する場合（当該物質を他から受け入れて製品化する場合を除く。）において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される減価償却資産</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 当該物質を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。</u></p>

ロ 当該物質を製品化して販売することにより、その物質をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

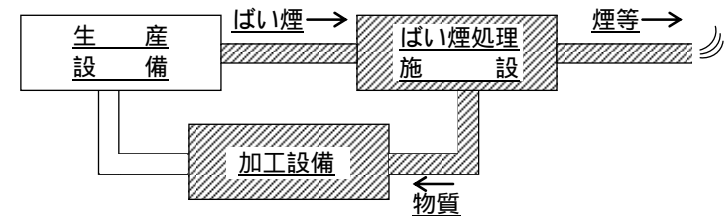
(注) 1 ばい煙等の処理によって得られる余熱等を利用するために施設された減価償却資産は、ばい煙処理用減価償却資産に該当しない。

2 ばい煙処理用減価償却資産を図示すれば、それぞれ次の区分に応じ、斜線の部分がばい煙処理用減価償却資産に該当することとなる。

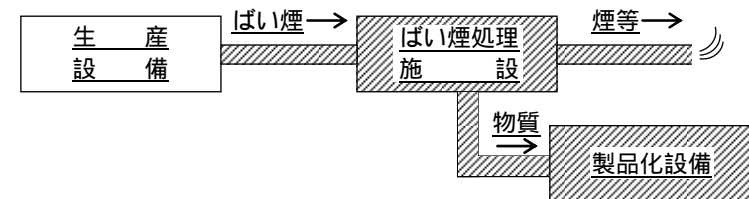
(イ) 通常のばい煙処理用減価償却資産



(ロ) 加工設備に掲げる減価償却資産



(ハ) 製品化設備に掲げる減価償却資産



(廃止)

(建物附属設備に該当するばい煙処理用の機械及び装置)

2-22-2 ビル等の建物から排出されるばい煙を処理するために施設した機械及び装置は、原則として建物附属設備に該当するのであるが、当該機械及び装置が省令第2条第2号に定めるばい煙処理のために施設されたものであり、か

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p><u>つ、その処理の用に直接供されるものであるときは、別表第六に掲げる機械及び装置の耐用年数を適用することができる。</u></p> <p><u>( ばい煙処理用減価償却資産に該当する機械及び装置 )</u></p> <p><u>2 - 22 - 3 別表第六に掲げる「機械及び装置」には、集じん装置及び処理装置の本体（電気捕集式のものにあつては、本体に直結している変圧器及び整流器を含む。）のほか、これらに附属するガス導管、水管、ガス冷却器、通風機、ダスト搬送器、ダスト貯留器、ミスト除却機等が含まれる。</u></p>

二十七 農林業用減価償却資産

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<u>第 23 節 農林業用減価償却資産</u>
( 廃 止 )	<p><u>( 農林業用減価償却資産に該当しないもの )</u></p> <p><u>2 - 23 - 1 わら工品、畳表その他これらに類するものの製造を専業とする者のその事業の用に供されている減価償却資産は、別表第七の農林業用減価償却資産に該当しないことに留意する。</u></p>
( 廃 止 )	<p><u>( 畜産農業の用に供されている減価償却資産 )</u></p> <p><u>2 - 23 - 2 省令第 2 条第 3 号に規定する畜産農業の用に供されている減価償却資産とは、家畜、家きん、毛皮獣若しくははちの育成、肥育、採卵、採乳又はみつの採取を行う事業の用に供されている減価償却資産をいう。</u></p>

( 廃 止 )

( 林業の用に供されている減価償却資産 )

2 - 23 - 3 林業の用に供されている減価償却資産とは、造林、伐木、薪炭製造又は樹脂、樹皮その他の林産物の採取の用に供されている減価償却資産をいう。

(注) 鉱業、製紙業、パルプ製造業、製材業等を営む者が有する山林立木のぶ育、伐採等に使用する減価償却資産もこれに該当する。

## 二十八 開発研究用減価償却資産

改 正 後	改 正 前
<u>第 10 節 開発研究用減価償却資産</u>	<u>第 24 節 開発研究用減価償却資産</u>
( 開発研究の意義 )	( 開発研究の意義 )
<u>2 - 10 - 1 省令第 2 条第 2 号</u> .....	<u>2 - 24 - 1 省令第 2 条第 4 号</u> .....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
( 開発研究用減価償却資産の意義 )	( 開発研究用減価償却資産の意義 )
<u>2 - 10 - 2 別表第六</u> .....	<u>2 - 24 - 2 別表第八</u> .....
( 開発研究用減価償却資産の範囲 )	( 開発研究用減価償却資産の範囲 )
<u>2 - 10 - 3</u> .....	<u>2 - 24 - 3</u> .....

二十九 単体納税に係るその他の取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度が1年に満たない場合の償却率等)</p> <p>5 - 1 - 1 .....</p> <p>.....省令第4条第2項又は第5条第2項若しくは第4項.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....別表第八.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(中間事業年度における償却率等)</p> <p>5 - 1 - 2 .....</p> <p>.....別表第七又は別表第八.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(事業年度が1年に満たない場合の償却率等)</p> <p>5 - 1 - 1 .....</p> <p>.....省令第4条第2項又は第5条第2項若しくは第3項.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....別表第十.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(中間事業年度における償却率等)</p> <p>5 - 1 - 2 .....</p> <p>.....別表第九又は別表第十.....</p> <p>(注) .....</p>

三十 連結納税に係る取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(連結納税に係る取扱い)</p> <p>6 - 1 - 1 .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(連結納税に係る取扱い)</p> <p>6 - 1 - 1 .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

1 - 1 - 9 ..... .....	1 - 1 - 9 <u>及び</u> 1 - 4 - 7 ..... .....
--------------------------	--

三十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い...新旧資産区分の対照表)</u></p> <p>平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度において取得をされた機械及び装置が、同日以後に開始する事業年度において別表第二「機械及び装置の耐用年数表」における機械及び装置のいずれに該当するかの判定は、付表 9「機械及び装置の耐用年数表(別表第二)における新旧資産区分の対照表」を参考として行う。</p>	<p>(新 設)</p>